

藤沢市アートスペース条例の制定について
藤沢市アートスペース条例を次のように定める。

2015年(平成27年)2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市アートスペース条例

(目的及び設置)

第1条 本市の文化芸術の創造，発信の拠点として，芸術家の活動を支援するとともに，市民等に美術作品の創作，展示，発表，鑑賞等の場を提供することにより，市民文化の向上に寄与し，文化を通じたまちづくりの推進と文化都市としての本市の魅力を高めるため，美術振興施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 前条の美術振興施設の名称及び位置は，次のとおりとする。

名称 藤沢市アートスペース

位置 藤沢市辻堂神台二丁目2番2号

(設備)

第3条 藤沢市アートスペース(以下「アートスペース」という。)の設備及びその用途は，次のとおりとする。

設備	用途
レジデンスルーム	公開制作，制作した作品の展示等の用に供する設備
展示ルーム1	企画展，個展，グループ展その他展示会又は発表会の用に供する設備
展示ルーム2	
ワークショップルーム	美術に関する講座及び交流事業の用に供する設備

(休館日等)

第4条 アートスペースの休館日及び供用時間は、教育委員会規則で定める。

(事業)

第5条 教育委員会は、アートスペースにおいて次に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術家の創作活動並びに創作物の展示及び発表の支援に関すること。
- (2) 美術鑑賞の機会の提供に関すること。
- (3) 美術作品の展示及び発表の場の提供に関すること。
- (4) 美術学習の場の提供に関すること。

(観覧料)

第6条 市長は、市又は教育委員会がアートスペースに展示する美術作品等を観覧しようとする者から必要に応じて観覧料を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する観覧料の額は、事業ごとに定める。

(使用の範囲)

第7条 教育委員会は、アートスペースにおいて市又は教育委員会が実施する事業に支障のない限りにおいて、レジデンスルーム、展示ルーム1及び展示ルーム2(以下「展示ルーム等」という。)を第3条に規定する用途の範囲内で使用させることができる。

2 前項の規定により使用させることができる期間は、教育委員会が別に定める。

(使用許可)

第8条 前条の規定により展示ルーム等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請して、その許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合又はアートスペースの管理上支障がある場合には、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) アートスペースの施設、設備、美術作品等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 観覧しようとする者から観覧料その他これに類するものを徴収するとき。
- (4) 展示ルーム等において、物品の販売、広告、宣伝、寄付の募集その他これに類する行為を行うとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不相当と認めるとき。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が、第1項の申請をした者が第2項第3号又は第4号の規定に該当する場合でその使用が第1条に規定する目的に資するものとして特に必要があると認めるときは、使用許可をすることができる。

4 使用許可には、アートスペースの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第9条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けると同時に、次の使用料を納付しなければならない。

(1) レジデンスルーム 1区画につき2週間当たり 15,000円

(2) 展示ルーム1 日額 6,000円

(3) 展示ルーム2 日額 5,000円

2 教育委員会は、市又は教育委員会が共催をする事業に使用する場合その他特に必要があると認める場合は、規則で定めるところにより、前項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(目的以外の使用の禁止等)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に展示ルーム等を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

2 使用者は、展示ルーム等に特別な設備又は装飾をしようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、その使用が終わったとき又は次条の規定により使用許可を取り消され、若しくはその使用を中止させられたときは、直ちに、展示ルーム等を原状に復さなければならない。

(使用許可の取消等)

第12条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はその使用を中止させることができる。

(1) 使用許可の条件に違反したとき。

(2) 第8条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(既納使用料の不還付)

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者がその責めに帰することができない理由により展示ルーム等を使用することができない場合その他特に必要があると認められる場合には、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第14条 アートスペースを利用する者が、アートスペースの施設、設備、美術作品等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、原状に復さず、若しくは当該損害に係る賠償額を減額し、又は免除することができる。

(藤沢市アートスペース運営協議会)

第15条 アートスペースの運営及び管理について諮問するため、教育委員会の附属機関として藤沢市アートスペース運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、藤沢市アートスペース運営協議会委員(以下「委員」という。)7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、アートスペースの管理及び協議会について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による施設の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市アートスペースの供用を開始する必要による。